

(現行制度の問題点)

- ① 高齢者と現役世代の保険料規模の違い(1:15)を考慮していないため、基本的に高齢者の保険料の伸びが現役世代の保険料の伸びを上回る構造にある。
- ② 高齢者人口の増加分は、現役世代と高齢者で分かち合っていない。

⇒ 「高齢者人口の増加」と「現役世代人口の減少」に伴う現役世代の保険料の増加分(前ページの右下の赤枠A部分)を、高齢者と現役世代の保険料規模に応じて分担する仕組みとする。これにより、高齢者と現役世代の1人当たり医療費の伸びが同じであれば、高齢者と現役世代の保険料の伸びはほぼ均衡することとなる。

⇒ 現行制度は平成24年度に次期保険料の改定を迎えるため、新たな制度の施行に先立って見直す。

負担率の変化の見通し

| | (後期高齢者医療制度) | | | (新制度) | | | | |
|------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 20年度 | 22年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 28年度 | 30年度 | 32年度 |
| 現行制度 | 10% | 10.26% | 10.62% | 10.62% | 10.92% | 11.30% | 11.70% | 12.06% |
| 見直し後 | — | — | 10.48% | 10.48% | 10.64% | 10.88% | 11.12% | 11.25% |

(※)平成25年度から現役並み所得を有する高齢者にも公費を投入し、被用者保険間では総報酬割を導入した場合で試算。

保険料額の変化の見通し

<現行制度>

| | 25年度 | 32年度 | 37年度 |
|--------------------------|--------------|------------------|------------------|
| 75歳以上1人当たり 保険料額(年額) | 6.8万円 (※) | 8.7万円 (28%増) | 10.1万円 (48%増) |
| 75歳未満1人当たり 国保保険料額(年額) | 9.6万円 | 11.5万円 (20%増) | 13.2万円 (38%増) |

高齢者の保険料の
伸び率の方が大きい

<見直し後>

| | 25年度 | 32年度 | 37年度 |
|--------------------------|--------------|------------------|------------------|
| 75歳以上1人当たり 国保保険料額(年額) | 7.0万円 (※) | 8.5万円 (20%増) | 9.5万円 (35%増) |
| 75歳未満1人当たり 国保保険料額(年額) | 9.4万円 | 11.2万円 (19%増) | 12.9万円 (37%増) |

保険料の伸び率
がほぼ均衡

(※) 現行制度の75歳以上1人当たり保険料額の6.8万円は、9割軽減を受けている被扶養者などを含む加入者1人当たりの保険料額であり、見直し後の7.0万円は、被用者保険に移行した者を除いた国保加入者の1人当たり保険料額であり、対象者が異なっている。こうした理由により、1人当たり保険料額に差が生じているものであり、制度移行に伴い、75歳以上の国保加入者の保険料負担が増加するものではない。